

「軽減税率は消費増税が前提ですが、増税中止や延期は  
できないのですか？」

平成 27 年 9 月 22 日

● namao さんからの質問

はじめまして、namao と申します。いつも youtube で拝見して、勉強させていただいています。早速ですが、私が今回質問したいのは、軽減税率についてです。最近の報道等を聞いていると、消費税増税が前提になっていますが、そもそも、増税をやめる、もしくは延期という選択肢はあるのではないかと、私は考えています。異次元金融緩和を行ったにもかかわらず、デフレが未だに続いているのは、5% から 8% への増税が効いているのではないかと思います。私の意見を踏まえて、西田さんのお考えを教えてください。よろしくをお願いします。

● 西田昌司の答え

最近、財務省が 2017 年 4 月に予定されている消費税 10% への引き上げ後の負担抑制策として還付方式の軽減税率を提案しました。酒を除く飲食料品が対象とされ、消費者は購入時に一旦は 10% の税率分を支払いますが、後で申告することで 2% 分の還付金が登録した口座に振り込まれます。2016 年 1 月から運用が始まるマイナンバー制度で交付されるマイナンバーカードを利用するのですが、店で商品を購入する際にマイナンバーカードをレジの専用端末にかざすと、政府のポイント蓄積センター（仮称）に購入情報が送られ、購入者はインターネットの専用ポイントサイトから還付申告を行います。

今日も朝から自民党の税制調査会の幹部会があって消費税のあり方について議論をしてきましたが、namao さんがおっしゃるように増税よりもまず

は景気対策が必要です。今は安保法制の最終局面に差し掛かっていますが、安保法案が通ったら次は景気対策をしっかりとしなければなりません。私は先日、藤井聡内閣参与とともに安倍総理を訪ねて「第二次安倍内閣の第二ステージは景気対策を最重要課題に」と訴えてきました。

社会保障費が毎年1兆円以上増える現在の状況では、消費税の増税も将来は当然考えなければならないことです。平成元年に3%の消費税を導入したのは将来に増えることが予測されていた社会保障費を賄うためだったのですが、消費税を導入すると同時に法人税・所得税は逆に減税してしまい、その後も景気対策の名の下に法人税・所得税を減税し続けてしまったために税収が落ち込み、財政の健全性が失われてしまいました。

建設国債を発行して公共事業を行うと、作られたインフラは将来の世代にも使われますし、公共投資を拡大すると投資した額以上の税収増加がもたらされることが実証的に明らかにされていますので（年次のプライマリーバランスは悪化しても、翌年以降に景気回復と税収増がもたらされて、中期的にはプライマリー・バランスが改善される）、建設国債の発行は借金のつけ回しにはなりません。一方、社会保障費については、現在支払われる給付分は現役世代が負担をしなければなりませんし、負担と給付のバランスが取れないからといって赤字国債を発行するのは借金のつけ回しであってモラル的にもおかしい話です。社会保障費を賄うためには消費増税をはじめとして国民負担率を上げていかなければなりません。それと同時に公共投資の拡大による景気対策もしっかりと行う必要があります。

所得税・法人税の場合は所得の多い個人・法人の課税額が大きくなりますが、消費に対して課される消費税は逆進性があり、（低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高いために）税負担率が大きくなるという問題があります。低所得者の痛税感をいかに和らげるかが課題です。税制調査会でも消費税率が10%を超えてしまっただけでなく、その影響が大きいとのコンセンサスが得られています。

低所得者の負担を減らすために、生活必需品の消費税率を贅沢品の消費税率よりも下げるという複数税率のアイデアがありますが、そのための手段としてはヨーロッパで行われているインボイスという制度を導入する必要があります。単一税率の場合は請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はありませんが、複数税率の場合は請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（これが「インボイス」と呼ばれます）を用意して適正な仕入税額の計算をしなければなりません。

インボイス方式を導入すると消費者は購入時に軽減税率の恩恵を受けられるので良いと思われがちですが、インボイスを発行する事業者の方は負担が強いられることとなります。ヨーロッパと違って日本の場合は中間業者が大変に多く、中小企業が多いがゆえに失業率も低く抑えられているのですが、インボイス方式を導入してそれら多くの中小企業にインボイスを発行させると非常に大きな負担となってしまいます。

さらに、インボイスが発行できるのは課税事業者だけであり、免税事業者はインボイスを発行できません。もしもインボイス方式を導入してしまうと免税事業者は疎まれて取引を拒否されることにもなりかねませんし、そうすると免税事業者を排除する結果となってしまいます。ですから我々はインボイス方式には反対をしてきましたし、そういったインボイス方式の問題がクリアされる還付方式の方が望ましいと考えています。

軽減税率の目的は低所得者の痛税感を和らげることですが、この原点に帰って考えてもインボイス方式よりも還付方式が理に適っていると言えます。と言うのも、低所得者よりも高所得者の方が食料品を多く消費しますが、インボイス方式で一律の軽減税率を適用すると高所得者の方がより減税額が多くなってしまい、本来の軽減税率の目的には反することになります。一方、還付方式では還付額の上限を設けることになっていますが（今、税制調査会で議論されているのは一人当たり年額 4,000 円ですし、5 人家族では年額 20,000 円となります）、そうすると高所得者の還付額が低所得者よりも多くなってしまいう逆転現象を防ぐことができるのです。（還付額が同

じでも、低所得の方がより痛税感が和らぐのは言うまでもありません。)

還付方式はマイナンバーカードを利用して正確な消費額を元に還付額を計算することになっていますが、還付額の上限を設けるのであればそもそも正確な消費額を知る必要もないという議論もあります。各所得層ごとにだいたいの消費量を統計的に算出して、所得によって還付額を一律に決めてしまうという方法（給付方式と言っていいかもしれません）も考えられますが、こうすれば非常に簡素な軽減税率が実現できます。マイナンバーカードを利用するかどうかといった議論はこれから必要であるとしても、還付方式はインボイス方式と比較して非常に優れた方法だと私は思っています。

しかし、この還付方式に対して各新聞社は（特に読売新聞ですが）非常に批判をしていますし、彼らは新聞に対して軽減税率を適用すべきとずっと主張しています。消費税率が5%から8%に上がった時に彼らの販売部数が大幅に減りましたが、さらに10%に上がってしまったらもっと落ち込んでしまうのは目に見えていますので、彼らは新聞の定価を上げたくないのです。還付方式を導入すると、仮に還付の対象に新聞を加えたとしても（私はそうする必要はないと思いますが）新聞の定価は上がることになりすし、だから彼らは執拗に反対をするわけです。

しかし彼らはそういった本音の部分は全く隠していますし、「還付方式はそもそも軽減税率ではない」といった言いがかりにも似た論法で一方的に批判をしています。彼らは軽減税率の目的を見失っているのです。本来は社会の木鐸であるべき新聞社には我が田へ水を引くような浅ましい考えは捨て去っていただきたいですし、国民全体を考えた公平な立場からの報道を期待します。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>